

人権 いながわ

2026(令和8)年
8月1日
第43号

編集・発行
猪名川町人権推進室

音声データはこちらから



広げよう人権の輪

8月は「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間です。

兵庫県では「広げよう心のネットワーク」を合言葉に8月1日～31日まで「人権文化をすすめる県民運動」が展開されます。猪名川町でも「人権を考える町民のつどい」・「平和講演会」や広島に千羽鶴を届ける事業を行っています。

人権を考える町民のつどい・平和講演会

ハンセン病を伝える講談「風の鳴る丘」沖縄愛楽園編

旭堂南舟さんの講談に音楽や映像を交えた複合舞台！！

と き：令和8年8月1日（土）
13:30～15:30（受付13:00～）
ところ：猪名川町文化体育館 小ホール



平和パネル展

※猪名川町では、日本国憲法の平和精神に基づき核兵器廃絶を願い、平成元（1989）年に核兵器廃絶平和の町宣言をし、以降毎年8月を「平和について考える町民月間」としています。

8月1日（土）9:30～15:30 文化体育館小ホール前（広島原爆伝承絵画展）
8月5日（水）～14日（金） 六瀬総合センター（広島原爆伝承絵画展）

【申し込み・問い合わせ】

ふらっと六瀬（猪名川町笹尾字黒添エ22-1）
☎072-768-0217



標語申込フォーム



↑詳細はHP

表彰

「応募用紙」に掲示可と記載された入選作品は作品とともに名前・学校名を人権いながわ等に掲載します。また、12月の「人権を考える町民のつどい」で表彰します。賞状、副賞（図書カード）

習字

半紙を使用。
「応募用紙」をクリップ留め
※ 自作未発表の作品に限ります。
※ 応募数は、各種類2点以内
※ 応募作品の著作権は猪名川町及び猪名川町教育委員会に帰属します。

ポスター

八つ切り（270×380mm）サイズの用紙。
画材や文字の有無は自由。作品の裏に
「応募用紙」を添付

標語

「応募用紙」やハガキに記載もしくは二次元
コードから応募

部門・応募方法

応募資格 町内在住・在学・在勤者
応募期間 令和8年8月3日（月）～10月23日（金）

人権啓発作品募集！

住民参画による人権啓発事業

内容 人権の大切さ、家族や友だちなど周囲の人々への感謝、命の尊さ、世界平和など人権啓発に関する内容であれば、題材（テーマ）は自由です。

参加賞あり

セミナーのご案内

●人権教育セミナー

時間：18時30分～20時（1/16のみ14時30分～16時） 場所：中央公民館視聴覚ホール

月 日	講 師	内 容
9/17(木)	藤戸 ひろ子さん (アイヌ民族文化アドバイザー)	「アイヌ民族の歴史 ～文化と差別～」
10/ 1(木)	吉富 志津代さん (武庫川女子大学教授)	「ご近所付き合いと人権」
10/22(木)	笹倉 香奈さん (甲南大学教授)	「再審法改正に向けた動き」
1/16(土) 14:30～16:00	正井 禮子さん (ウィメンズこうべ代表理事)	男女共同参画講演会 「住まいは人権～女性と子どもの人権を守り、男女平等社会の実現をめざして～」
1/21(木)	藤原 靖浩さん (関西福祉科学大学准教授)	若者の人権意識について考える

●人権を考える町民のつどい

月 日	時間・場所	講 師	内 容
12/ 5(土)	13:30～16:00 文化体育館 小ホール	寮 美千子さん (作家)	人権作品表彰式
			「困った子は困ってる子 ～奈良少年刑務所 絵本と詩の教室～」

セクシュアルマイノリティ電話相談

セクマイほっとライン

『にじいる相談いながわ』

毎月 第2水曜日
9:00～12:00

☎080-3434-8107

* 町外居住者の方の相談もOKです。

人権相談（毎月第2水曜日、13時～15時）

毎日の生活の中で、差別的な扱い・いやがらせなど、「これって人権問題ではないだろうか」と思ったら、人権擁護委員にご相談ください。

開設日	開設場所	開設日	開設場所
8月12日	猪名川町役場	12月 9日	日生住民センター ふらっと六瀬
9月 9日	ふらっと六瀬	1月13日	ふらっと六瀬
10月14日	日生住民センター	2月10日	猪名川町役場
11月11日	猪名川町役場	3月10日	日生住民センター

「本人通知制度」ってご存じですか？

住民票の写しなどの不正取得を防止するために導入された制度が「本人通知制度」です。住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、希望する本人に交付したことをお知らせする制度で、事前に登録しておけば、身に覚えがない交付を知らせてもらえることから、不正取得の抑止や防止が期待できる制度です。猪名川町では、平成27年10月よりこの制度を導入し、不正取得の抑止・防止に努めています。

「本人通知制度事前登録申出書」は、猪名川町役場・日生住民センター・ふらっと六瀬にあります。
(問い合わせ 住民課 ☎766-8700)



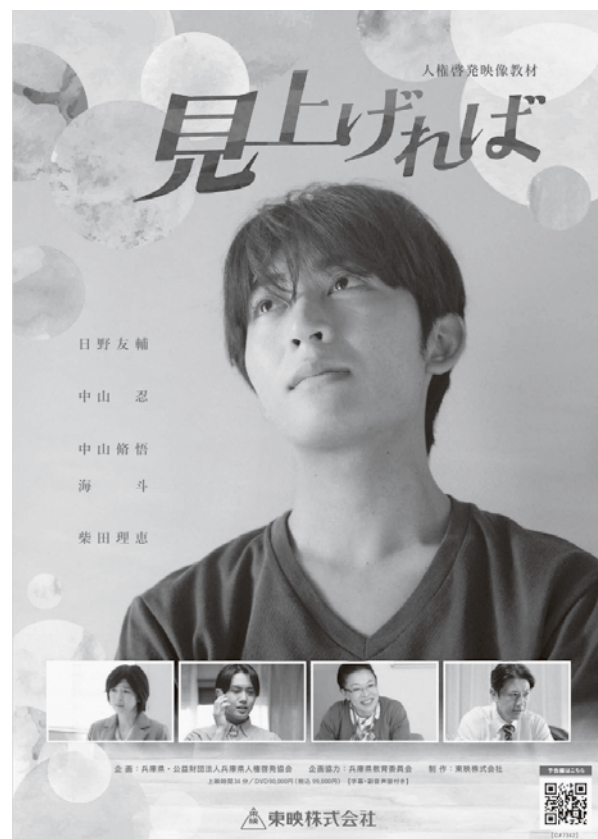
「人権 いながわ 第43号」 令和8年8月1日 編集・発行／猪名川町人権推進室（ふらっと六瀬）
〒666-0227 猪名川町笹尾字黒添エ22-1 ☎072-768-0217
電子メール inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp

人権いながわのバックナンバーをスマートフォンでご視聴いただけます。▶



本紙は環境にやさしい植物油インキで印刷しています。この「人権 いながわ」は12,500部作成し、一部あたりの単価は9.24円です。

今年度の地区別人権学習会のテーマについて



毎年、各小学校区まちづくり協議会や自治会単位で開催していただいている人権学習会ですが、今年度は、「社会におけるひきこもりと人権～誰もが支え合える社会の実現をめざして～」というテーマで、昨年度、兵庫県制作の「見上げれば」というDVDをもとに学習したいと思います。ひきこもりの背景や状態は人それぞれですが、長期化すると 社会や人に対する恐怖感が強まり、本人や家族の人生に深刻な 影響を与えます。就職・再就職の難しさ、家族もどうしていいかわからず心身が疲弊するなど、その苦悩は計り知れません。さらに、地域社会との関わりが乏しく存在が見えづらいため、家族だけで悩みを抱え込む現実があります。この学習を通して、ひきこもり当事者の心情や家族の悩みについての理解が進み、誰もが互いの人権を尊重する中で、当事者家族だけが抱える問題ではなく、誰もが支え合える社会の実現をめざして一緒に学びあいましょう。

ひきこもりにこだわらず、テーマについて希望がございましたら、そのテーマに即した学習会を行いますので、ご遠慮なくお申し出ください。

町内すべてのまちづくり協議会、または自治会で、年に一度は、人権学習会を実施していただきますよう、年間の活動計画に盛り込んでください。よろしくお願いいたします。



8月1日現在の各まち協、自治会の学習会の予定

- ▶ 7月26日(日) 白金小校区まちづくり協議会(実施済み)
- ▶ 8月8日(土) 伏見台自治会
- ▶ 9月13日(日) 松尾台小校区まちづくり協議会
- ▶ 11月7日(土) 猪瀬自治会
- ▶ 11月8日(日) 猪名川台自治会
- ▶ 12月6日(日) つつじが丘小校区まちづくり協議会
- ▶ 1月23日(土) 阿古谷地区まちづくり協議会

●調整・検討中： 
 ・大島小学校地区別人権学習会

ふらっと六瀬交流会のご案内



令和8年11月21日(土)に“ふらっと交流会”を開催いたします。隣保館講座の発表会や作品展示・クイズラリーや、手づくりおやつコーナー等をお楽しみいただけるようイベントを企画中です！内容は楽しみに♪



ひきこもりの支援



ひきこもりとは、 様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。と厚生労働省は定義しています。

日本では、約50人に1人がひきこもり状態にあると推計されています(15歳～64歳/令和4年度内閣府調査に基づく推計)

「結局、怠けでしょ。」「親の甘やかしでは？」

「仕事しなくてうらやましい。」そんな声は、誤解であり偏見です。

ひきこもり支援における対象者とは、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人となります。それぞれ一人ひとりの状況は違いますが、具体的には、

★何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、

★家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある、

★支援を必要とする状態にある、

本人やその家族(世帯)です。また、その状態にある期間は問いません。

本人は、その状態に至るまでに、何らかの生きづらさや傷つき体験の中で、自尊心や自己肯定感、自己有用感が損なわれており、その心情や背景(年齢や性別、家庭環境、家族との関係等)は多様です。そのような中、家族や支援者から「外に出ること」「就労すること」を求められてもすぐに実現することは容易ではありません。家族や支援者からこのような求めがあることで、さらに傷つき、その結果として支援から遠ざかる場合や、支援者に対して拒否的な反応を示してしまうこと、さらには相談した家族との距離も離れてしまうという事例も見られます。「よかれと思って」する説得やアドバイスが、結果的に本人の力を奪ってしまうのは残念なことです。社会一般で考えられている常識や規範に基づく行動を取ることに困難を抱え、それができていない自らを責め、生きづらさを感じ、悩み、苦しんでいる場合が少なくありません。そのため、支援者は、一般的に常識と考えられる社会規範などを語り出すことや、それらを用いて説明、支援することなどは避けなければいけません。

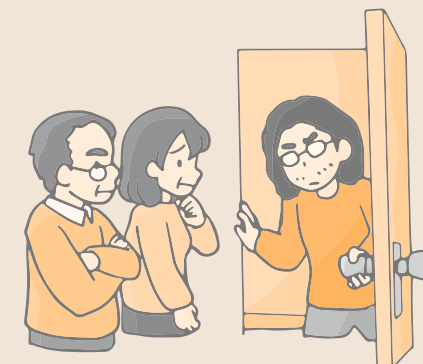
本人や家族は、社会(いわゆる学校や社会生活だけではなく家庭も含む)の中で多くの傷つきを経験し、生きづらさを抱え、他者との関わりが困難な状態から「ひきこもる」という自己防衛状態になっているといえます。このような状態は、動き出すために自らのエネルギーを貯めている状態であるということや、「ひきこもる」ことは誰にでもどの家族にも起こりうることでありという理解が必要となります。

誰もが生きやすい社会・地域づくりについてみんなで考えませんか？

～ 8050問題 ～

若年層のひきこもり問題が解決されないまま、状況が長期化し、家族が高齢化することで表面化した社会問題を、80代の親が50代の子供の暮らしを経済的に支える家庭状況およびその状態から「8050問題」と呼ぶようになりました。

8050問題では、経済的な困窮や親の介護など、本人や家族だけでは解決できない困りごとが顕在化してきます。できるだけ早く相談機関につながる事が大切です。



参考：ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～
 ひきこもりを理解するために 兵庫県精神保健福祉センター